

教職課程履修ガイダンス

(『履修の手引き』235 ページ以降を参照)

1. 教職課程とは？

教職課程とは、大学で教員免許状を取得するための教育プログラムのことです。

みなさんは「学士」という学位を得るために大学に入学しましたが、教職課程はこの「大学卒業」のための学びに加えて、「教育のプロ」としての専門性を積み上げていく特別な道のりでもあります。

今の時点で「将来、絶対に先生になる」と決めていなくても構いません。「子どもたちの成長を支えたい」「自分の専門を誰かに伝えたい」という少しの興味があるなら、まずはその扉を叩いてみてください。この課程での学びは、みなさんの将来の選択肢を大きく広げてくれるはずです。

2. 福井県立大学の教職課程が育成する教師の姿

- ① 楽しく充実した授業指導ができる教師
- ② 生徒の立場に立ち、生徒と共感でき、人生の先達者として誠意ある生活指導の行える教師
- ③ 絶えず好奇心を失わず、時代に先駆けて、新しく自身が学び続ける教師

3. 教職課程が求める学生像-未来を拓く「教育」のプロフェッショナルへ

教職課程は、単に免許を取るための場所ではありません。「教えること」を通じて自分を磨き、社会に貢献する力を養う場です。次のような思いを持つ皆さんの履修を心から歓迎します。

- 「誰かの成長」を自分の喜びと感じられる人
人の「わかった!」という瞬間に立ち会い、誰かの可能性を引き出すことにやりがいを感じる人。
- 教えることを通じて、自分自身も大きく成長したい人
専門知識を深く理解し、それを分かりやすく伝えるプロセスの中で、論理的思考力やプレゼンテーション能力を磨きたい人。
- 多様な人々と対話し、チームで動く力を身につけたい人
学生、教員、そして地域社会など、異なる背景を持つ人々と協力しながら物事を成し遂げるコミュニケーション能力を養いたい人。
- 自分の「好き」や「得意」を次の世代に伝えたい人
大学で学んでいる学問の楽しさや奥深さを、未来を担う子供に情熱を持って手渡したい人。
- 一生モノの「人間力」を鍛えたい人
責任感、柔軟な対応力、深い洞察力など、教師としてだけでなく、どのような社会に出ても通用する「対人支援のプロ」としての素養を身につけたい人。

「先生」という仕事は、誰かの人生にポジティブな影響を与えることができる、非常にクリエイティブで尊い職業です。教職課程での学びは、あなたの大学生活をより豊かで、目的意識の強いものに変えてくれるはずです。少しでも興味があれば、まずは一步を踏み出してみませんか？

4. 福井県立大学で取得できる教員免許状（『履修の手引き』235 ページ）

取得できる教員免許状は学部・学科によって異なります。

学部	学科	免許状の種類
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状（公民）
		高等学校教諭一種免許状（商業）
	経営学科	高等学校教諭一種免許状（公民）
		高等学校教諭一種免許状（商業）
生物資源学部	生物資源学科	高等学校教諭一種免許状（理科）
	創造農学科	高等学校教諭一種免許状（農業）
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	高等学校教諭一種免許状（理科）
		高等学校教諭一種免許状（水産）
	先端増養殖科学科	高等学校教諭一種免許状（理科）
		高等学校教諭一種免許状（水産）
看護福祉学部	看護学科	養護教諭一種免許状
	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
恐竜学部	恐竜・地質学科	高等学校教諭一種免許状（理科）
地域政策学部	地域イノベーション学科	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

5. 教員免許を取得するために必要なこと

教員免許状を取得するためには、次の2つの条件を満たす必要があります。

- | |
|---|
| <p>① 大学を卒業する（学士課程の修了）</p> <p>② 必要な授業科目を履修し、必要な単位数を修得する（教職課程の修了）</p> |
|---|

高等学校教諭一種免許状を取得するために必要な授業科目と単位数

教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	一般教育科目			
			日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	数理、データ活用…
24	23	12	2	2	2	2
履修の手引 pp.249-258	履修の手引 p.236	履修の手引 p.237	履修の手引 p.237			

養護教諭一種免許状を取得するために必要な授業科目と単位数

養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	一般教育科目			
			日本国憲法	体育	外国語コミュニケーション	数理、データ活用…
28	21	7	2	2	2	2
履修の手引 p.255	履修の手引 p.239	履修の手引 p.240	履修の手引 p.240			

6. 1年次に履修できる教職科目（『履修の手引き』11～12ページ）

【前期】

	1限	2限	3限	4限	5限
月曜日					理科教育法Ⅰ
火曜日					教育社会学 道徳教育の理論と実践
水曜日			教師論	教育史	学校インターンシップ ^o （学校体験活動）A
木曜日					教育方法論（情報通信技術の活用含む）
金曜日					教育心理学

集中講義	公民科教育法Ⅰ	8月8日、9日、11日（1限～4限）12日（1限～3限）
	商業科教育法Ⅰ	6月21日（日）・6月27日（土）・6月28日（日） 1限～5限
	福祉科教育法Ⅰ	未定
	職業指導論（商業）	8月24日（月）～26日（水） 1限～5限
	教育制度論	8月25日（火）～27日（木） 1～5限

【後期】

	1限	2限	3限	4限	5限
月曜日					理科教育法Ⅱ
火曜日					特別支援教育
水曜日			教育原理・教育課程論		学校インターンシップ ^o （学校体験活動）B
木曜日					生徒・進路指導論（一部集中講義）
金曜日					教育相談

集中講義	公民科教育法Ⅱ	10月4日（日）1～3限（対面）、10月25日（日）1～2限【遠隔】、11月8日（日）1～2限【遠隔】、11月14日（土）1～3限、12月13日（日）1～2限【遠隔】、12月19日（日）1～3限
	商業科教育法Ⅱ	10月24日（土）、10月25日（日）、11月1日（日） 1～5限
	福祉科教育法Ⅱ	未定
	特別活動及び総合的な探究の時間の指導法	10月24日（土）、10月25日（日）、11月1日（日）の1～5限
	生徒・進路指導論	12月20日（日）の1～4限

※以上の科目加えて、一般教育科目（日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・数理、データ活用）や1年次に履修できる専門科目を教職課程科目としても履修できます。

7. 履修上の注意点

- ① 免許を取るためには、卒業に必要な授業だけでなく、追加で多くの授業をとらなければなりません。また、土・日・祝日・長期休業に開講される集中講義にも出席しないとけません。さらに、4年次の6月頃(就活の時期)には教育実習・養護実習があります。多くの時間と労力を教職課程に費やすことになるので、よく考えて教職課程を履修するかかどうかが決めましょう(安易な気持ちでとると後で大変です)。
- ② **抽選科目の申請には注意してください。**抽選で通った科目は取り消しができません。教職課程の必修科目と重なる抽選科目にあたった場合、教職課程の必修科目は次年度以降の履修となります。
- ③ 体育実技は1単位であるため2科目履修が必要となります。2年次から永平寺キャンパス以外で授業科目を履修する学生は、1年次に2科目の単位取得をしてください。
- ④ 教職課程に関する事項はすべて『履修の手引き』に記載されています。教職課程を履修する前に『履修の手引き』を熟読しておきましょう。

【学部・学科毎の注意点】

○経済学部

- 比較的余裕があるため、2年次以降でも履修可能な科目が多いです。ただし、必修科目はできるだけ1年次のうちにとっておくとよいでしょう。
- 職業指導論(商業)と教育制度論の開講日程が重なっているため、教育制度論を1年次に履修し、職業指導論(商業)を2年次に履修することをおすすめします。
- 公民科教育法Ⅱ(公民免許必修)と商業科教育法Ⅱ(商業免許必修)は、2年生(もしくは3年生)で履修することをおすすめします。教科教育法Ⅱでは模擬授業など実践的なことを学ぶため、4年生の教育実習の時に役立ちます。

○生物資源学科、社会福祉学科

- 必修科目は1年次のうちに履修しておきましょう。2年次以降は専門科目が多くなり、特定の時間帯で教職課程の科目を履修することが難しくなることもあります。

○創造農学科

- 1年次から永平寺キャンパスとあわらキャンパスの両方で授業をうけます。学年毎に永平寺キャンパスで受講できる曜日が異なるので、1年次に受講できる科目に限られます(2年次以降にならないと受講できない科目もあります)。学科のオリエンテーションなどでの学科の先生の説明や指示に従って下さい。

○看護学科

- 2年次以降になると専門科目で時間割が埋まるため、必修科目は1年次のうちに履修しておきましょう。ただし、道徳教育の理論と実践(火曜5限)は2年次に履修しましょう(同じ時間帯に看護学科1年次の必修専門科目が入っているため)。

○海洋生物資源学部、恐竜学部、地域政策学部

- 必修科目はできるだけ1年次のうちに履修してください。2年次以降は小浜・勝山・まちなかキャンパスに移るため、対面で開講される教職課程の授業を受講することが難しくなります。

8. こども性暴力防止法に関わる教職課程履修要件について

「こども性暴力防止法」の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められることとなります。具体的には、①子供を性暴力から守る環境づくりをすすめること、②子供と接する業務に就く人に性犯罪前科の有無を確認すること、③性暴力のおそれがある場合は子供と接する業務に就かせないようにすること等が各事業者には求められます。

このことに伴い、学校現場に入る実習生等に対しても次のことが求められるようになります。

- 性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合がある。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となる。
- 性犯罪前科があると確認された者は、子供と接する実習はできない。

以上をふまえ、「こども性暴力防止法」に関して本学では次のような対応をとります。

- ① 実習等の学校現場に入る前、性犯罪前科がない旨の誓約書の提出を義務づけます。
- ② 実習等の学校現場に入る前、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があることに関する同意書の提出を義務づけます。
- ③ 特定性犯罪前科が確認された場合、教育実習／養護実習ができないことにより教員免許状の取得ができなくなります。

【参考】

本制度の詳細は以下をご覧ください。

・こども家庭庁 HP「こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>



9. 教職課程に関する質問・相談先

- 教職課程専任教員(地域連携センター)
黒田祐二(ykuroda@g.fpu.ac.jp)、國崎大恩(taion@g.fpu.ac.jp)
- 事務局教育推進課(教職課程担当)
吉田陸、堤咲子

10. その他

- 教職課程の履修方法等を以下の初回授業で詳しく説明します。教職課程を履修しようか悩んでいる学生は、とりあえずどちらかの初回授業に参加してみてください。どちらの初回授業にも『履修の手引き』を必ず持参してください。
 - ・ 4月8日(水)3限の「教師論」(國崎)
 - ・ 4月10日(金)5限の「教育心理学」(黒田)
- この後の履修個別相談会(15:30~16:30、共通講義棟アトリウム)でも相談できます。